○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

四国地方整備局長　川崎　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	観音寺市植田町字南原一〇二七番二から同市出作町字大上五三番まで	四国地方整備局及び同局香川河国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十九日

○九州地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号及び五十七号	長崎市古賀町八番三（たゞし、関係図面に表示する部分のみ）から同市古賀町九七番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
〃	長崎市松原町二四七五番二から同市松原町二五四五番四まで	〃
三十七号及び二百五十一号	字雲仙市小浜町北野字宮下七〇〇番一から同市小浜町北野九番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十四年三月十九日

○沖縄総合事務局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	糸満市字真栄里ヨナヨシ原一八四五番一から同市字真栄原一九一三番一まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十九日

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 24 年３月 19 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	島根県雲南市吉田町吉田4314番８から島根県雲南市三刀屋町三刀屋1493番１まで

２　指定する期日　平成24年３月24日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 24 年３月 19 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	広島県三原市糸崎町８丁目201番５から広島県三原市糸崎町３丁目3909番１まで
一般国道２号	広島県廿日市市平良１丁目401番から広島県廿日市市地卸前北１丁目995番６まで
一般国道191号	山口県萩市三見字生化982番１から山口県萩市椿字田村2232番１まで
一般国道375号	広島県呉市広横路１丁目1989番２から広島県東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣881番２まで

２　指定する期日　平成24年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成 24 年３月 19 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	広島県三原市糸崎町８丁目201番５から広島県三原市糸崎町３丁目3909番１まで
一般国道２号	広島県廿日市市平良１丁目401番から広島県廿日市市地卸前北１丁目995番６まで
一般国道191号	山口県萩市三見字生化982番１から山口県萩市椿字田村2232番１まで
一般国道375号	広島県呉市広横路１丁目1989番２から広島県東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣881番２まで

２　指定する期日　平成24年４月１日